

公立学校共済組合埼玉支部健診事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、教職員の福利厚生の実を図るため、公立学校共済組合埼玉支部（以下「補助事業者」という。）に対し、毎会計年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とし、経費は当該事業費とする。

- (1) 教職員人間ドック等健診事業
- (2) その他知事が必要と認める事業

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、毎会計年度、当該事業費の10分の10以内で知事の定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出は、毎会計年度開始後速やかに行うものとする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の支払い)

第6条 補助金は、補助事業者からの請求により、概算払により支払うことができる。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(事業内容の変更等)

第 8 条 補助事業者は、交付決定を受けた補助金の額に影響を及ぼす程度の事業内容の変更等がある場合は、速やかに当該変更等の内容を書面で知事に報告し、承認を得なければならない。

(報告書の様式等)

第 9 条 規則第 1 3 条の報告書の様式は、様式第 3 号のとおりとし、その提出は、補助事業の完了(会計年度終了の場合を含む。)後速やかに行うものとする。

(額の確定通知の様式)

第 1 0 条 規則第 1 4 条の額の確定通知の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

(書類の整備等)

第 1 1 条 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和 5 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 5 4 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 5 9 年 7 月 2 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 6 月 2 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 8 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 8 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成21年6月1日から適用する。

2 財団法人埼玉県教職員互助会福利厚生事業補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

様式第 1 号

年度公立学校共済組合埼玉支部健診事業
補助金交付申請書

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

下記により公立学校共済組合埼玉支部健診事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容
- 4 補助事業の効果
- 5 事業計画
- 6 添付書類
 - (1) 申請団体の定款等
 - (2) 収支予算書

様式第2号

年度公立学校共済組合健診事業
補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 号で申請の 年度公立学校共
済組合埼玉支部健診事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法
- 3 条 件

次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ知事に報告し、その承認又は指示を受けなければならない。

- (1) 事業の内容を変更する場合
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 事業が年度内に終わらない場合

様式第3号

年度公立学校共済組合埼玉支部健診事業
補助金実績報告書

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 号で補助金の交付決定の通知を受けた
公立学校共済組合埼玉支部健診事業が完了したので、補助金等の交付手続等
に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告し
ます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 金 円
(補助対象事業費 金 円)
- 3 補助事業の成果
- 4 補助事業に要した経費の精算書

様式第 4 号

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

公立学校共済組合埼玉支部健診事業補助金の
額の確定について

年 月 日付け 号で実績報告のあった 年度公立学
校共済組合埼玉支部健診事業補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

補助金確定金額 金 円